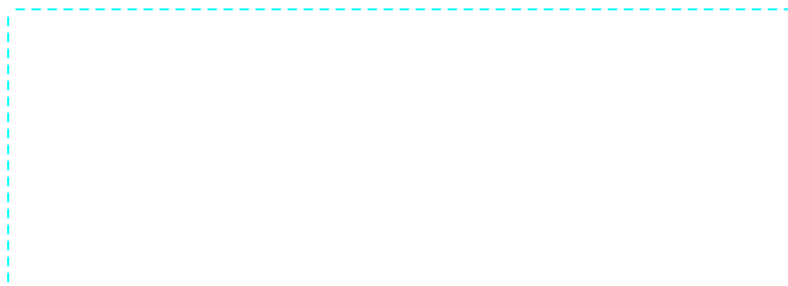


売買による所有権移転登記嘱託書 - 国又は地方公共団体が登記義務者となる登記の場合  
(オンライン庁)の例



登 記 嘱 託 書

登記の目的 所有権移転

原 因 平成17年3月7日売買(注1)

権 利 者 郡 町 12番地  
(住民票コード12345678901)(注2)  
法 務 太 郎 (注3)

義 務 者 何 省(何 市) (注4)

添 付 書 類

登記原因証明情報(注5) 住所証明書(注6)

登記権利者の申出に基づき登記識別情報の通知を希望しない。(注7)

平成17年3月10日嘱託 法 務 局 支局(出張所)

嘱託者 何 省(何 市)  
所管不動産登記嘱託職員  
何 局 長  
省 庁 太 郎 印 (注8)  
連絡先の電話番号00-0000-0000(注9)

課 税 価 格 金何円

登録免許税 金何円

不動産の表示(注10)

不動産番号 1234567890123(注11)  
所 在 市 町一丁目  
地 番 23番  
地 目 宅 地  
地 積 123.45平方メートル

\* これは、記載例ですので、下に線が引かれている部分を、嘱託内容に応じて書き直してください。(別紙)や(注)は、記載しないでください。

## 解説

- (注1) 売買契約に基づいて所有権が移転した日を記載する。所有権の移転の原因が売買であることから、「平成17年3月7日売買」のように記載する。
- (注2) 住民票コード(住民基本台帳法第7条第13号)を記載した場合は、添付書面として住所証明書(住民票の写し)の提出を省略することができる。
- (注3) 登記権利者である買主の氏名又は名称及び住所を記載する。
- (注4) 登記義務者である官公署名を記載する。
- (注5) 登記原因証明情報とは、登記の原因となった事実又は行為及びこれに基づき現に権利変動が生じたことを証する情報を指す。本件の場合、契約の内容(当事者、対象物件が分かるもの)を記載した売買契約書等がこれに当たる。なお、契約書がない場合は、契約の内容を記載した書面を作成する必要がある(契約の内容を記載した書面の作成の例(別紙)参照)
- (注6) 買主の住民票の写しである。
- (注7) 登記権利者の申出に基づき登記識別情報の通知を希望しない場合には、にチェックをする。
- (注8) 登記嘱託者を記載する(本例は、不動産に関する国の機関の所管に属する権利について命令又は規則により指定された官庁又は公署の職員が登記の嘱託をする場合の例である。)
- (注9) 嘱託書の記載事項等に補正すべき点がある場合は、登記所の担当者から連絡するための連絡先の電話番号を記載する。
- (注10) 登記の嘱託をする不動産を、登記事項証明書の記載のとおり正確に記載する。
- (注11) 不動産番号があるときは、これを記載すれば、土地の所在、地番、地目及び地積(建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積)の記載を省略することができる。

登記完了後、嘱託者に対し、登記完了証を交付することにより、登記が完了した旨を通知します。

